

多重債務に陥らないために

お金を借りる場合は、便利さだけに目をうばわれぬよう、返済できるかどうか、よく考えることが必要です。事前に本当に借り入れが必要か確認し、計画的に考えましょう。

多重債務に陥った場合の対処法

多額の債務を抱えてしまい、どのように努力しても返済できない状況になってしまった場合、債務を整理する方法として、次の4つがあります。

1. 任意整理：裁判所を使わず、弁護士や司法書士といった専門家などを通じて業者と話し合い、返済額や返済方法を決める方法。
2. 特定調停：裁判所に調停の申し立てを行い、調停の場で業者と話し合い、返済額や返済方法を決める方法。
裁判所に選任された調停委員が間に入って話し合いを進めてくれ、法律の専門家を頼まずにできるので費用が安い。返済計画に強制力があるため、返済が滞ると直ちに給与等を差し押さえられる。
3. 個人再生：将来の継続的な収入から借入金を返済する計画を立て、その計画を裁判所が認めれば、その再生計画にしたがって返済することによって残りの債務が減額される。
再生計画案どおりの返済ができなくなった場合、再生計画の取消しの可能性もある。住宅ローンを抱えている場合、売却せずに手続を進められるが、住宅ローンは減額されない。
4. 自己破産：任意整理や個人再生のように、将来の収入で返済しようとしても、借金の額が多くて返済が困難な場合は、裁判所に自己破産の申し立てを行い、免責決定が得られれば借金が免除される。しかし、破産原因によっては、免責決定が得られない場合もある。

▶グレーゾーン金利について（次ページの資料を参照）

困ったときの相談先

多重債務でお悩みの方は、一人で悩まず、すぐに相談しましょう。

- ☆ まず市役所へ来ていただきます。
- ☆ 債務状況や生活状況をお聞きし、ご相談の内容に適した専門機関（指定の弁護士・司法書士）に引き継ぎます。
- ☆ 相談の際には、契約内容のわかるものがあればご持参ください。
- ☆ 市から紹介させていただく専門機関（弁護士・司法書士）での1回目の相談は無料ですが、2回目以降や債務整理にかかる経費は相談者負担です。
- ☆ 定例の市民相談（弁護士相談、司法書士相談・予約制）も受け付けています。

相談窓口：名張市役所 市民部 市民相談室

電話：0595-63-7416

相談申込：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分

（祝日、振替休日、年末年始を除く）

グレーゾーン金利のカラクリ

債務整理の方法はいくつかありますが、その前提として、過去に支払ってきた利息を、法律上の限度の率で計算し直す作業を行います。どうしてこの作業が必要なのでしょう？

お金を貸した場合の利息については、「利息制限法」という法律で、最高年20%を超える利息は、「超えた部分について無効」としています。

ところが、消費者金融の貸付けや信販会社のキャッシングの多くは、年20%以上29.2%以下の利率です。これは、これらの業者について「出資法」という法律があって、これにより年29.2%を超える利率による貸付けが罰せられるからです。

この「利息制限法」と「出資法」の金利の差の部分が、白(正しいこと)と黒(悪いこと)の中間に当たる「グレーゾーン金利」と呼ばれるものです。

